

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和6年度第7回武蔵村山市行政評価委員会
開 催 日 時	令和6年10月11日(金) 午後1時53分から午後4時14分まで
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：坂野委員長、栗原副委員長、清本委員、清委員、池田委員、 矢口委員 欠席者：なし 事務局：企画政策課長、行政管理係長、行政管理係主任 説明員：図書館長、図書館係長、デジタル推進課長、デジタル推進課デ ジタル推進係長
報 告 事 項	令和6年度第6回行政評価委員会の会議結果について
議 題	1 事務事業の外部評価について 2 行政評価委員会としての意見整理 3 令和6年度行政評価報告書(案)について 4 その他
結 論 (決定した方 針、残された問 題点、保留事項 等を記載する。)	議題1 事務事業の外部評価について 「No.19 電子図書運営事業」及び「No.1 電子申請サービス活用 促進事業」について、外部評価を実施した。 議題2 行政評価委員会としての意見整理 第5回会議で審議した事務事業4件に係る外部評価(修正案及び 案)及び第6回会議で審議した事務事業2件に係る外部評価(案)に ついて確認し、以下のとおりとした。 ○No.9 民生児童委員活動支援事務 … 原案のとおり決定した。 ○No.10 地域福祉推進事業補助金 … 委員の意見を踏まえ、事務局で修正案を作成次第各委員に送 付し、確認することとした。 ○No.15 雨水浸透施設設置補助金 … 委員の意見を踏まえ、事務局で修正案を作成次第各委員に送 付し、確認することとした。 ○No.16 雨水貯留槽設置補助金 … 委員の意見を踏まえ、事務局で修正案を作成次第各委員に送 付し、確認することとした。 ○No.14 子ども食堂推進事業 … 委員の意見を踏まえ、事務局で修正案を作成次第各委員に送 付し、確認することとした。 ○No.13 休日保育事業 … 委員の意見を踏まえ、事務局で修正案を作成次第各委員に送 付し、確認することとした。 議題3 令和6年度行政評価報告書(案)について 原案のとおり作成を進めることとした。 議題4 その他

	<p>第7回の会議録、本日審議した事務事業2件の外部評価（案）、第5回で審議した事務事業3件及び第6回で審議した事務事業2件の外部評価（修正案）については、作成次第各委員に送付し、確認することとした。</p> <p>その後、本年度審議した全ての外部評価調書を含めて「行政評価の外部評価結果」として整理し、委員長による決定を経て市長に提出することとした。</p>
<p>審議経過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)</p> <p>(発言者) ○印=委員 ●印=説明員 ■印=事務局</p>	<p>報告事項 令和6年度第6回行政評価委員会の会議結果について 令和6年度第6回行政評価委員会の会議結果について、会議資料に基づき事務局から報告した。</p> <p>【質疑・意見等】 ○ 特になし。</p> <p>議題1 事務事業の外部評価について 事務事業の外部評価について、会議資料に基づき事務局から説明した。</p> <p>【質疑・意見等】 ○ 特になし。</p> <p>- - - - - 事務事業の外部評価に関する審議 - - - - -</p> <p>No.19 電子図書運営事業</p> <p>電子図書運営事業の概要及び内部評価について、評価調書に基づき所管課から説明した。</p> <p>【質疑・意見等】 ○ 現在の蔵書数を伺いたい。従来の紙媒体の書籍（以下「紙書籍」という。）と電子書籍はどの位のバランスなのか。 ● 令和5年度末時点の蔵書数として、電子書籍が1万3,123冊、紙書籍が市立図書館6館全ての合計で32万297冊あり、ここ数年の推移は32万冊前後である。 ○ 蔵書数を毎年増やす場合、予算と購入冊数はどれ位なのか。 ● 購入冊数は年間7,000冊程度である。令和5年度の紙書籍の購入経費は1,269万9,936円であり、7,086冊を購入した。図書館のキャパシティもあるので蔵書数を増やすにも限りがある。10年以上貸出がないものや、重版や改訂版が新たに出版されたものなどの書籍は無料配布又は処分し、図書館の図書資料から除籍するため、現状では大体32万冊前後で推移している。 ○ その蔵書数を維持するのか。 ● 図書館には古い書籍も数多い。現在、除籍数を購入予定冊数の7,000冊以上に増やす取組を行っている。将来的に30万冊前後まで蔵書数を減らし、すっきりと見やすく使いやすい書架を目指して館内環境を整えている。</p>

- 電子書籍の蔵書数は少ないのか。
- そもそも電子化される書籍自体が少ない。電子化に反対意見を唱える作家や出版社がいるなどの要因もあるが、電子書籍は世の中に出版されている紙書籍の二割弱と言われている。
- 令和5年度決算額及び令和6年度予算額は270万円程度だが、全体の購入経費からみて高いか低いかわからない。電子書籍を充実させる場合に紙書籍の予算に影響しないのか。
- それぞれ予算を計上するため影響しない。
- 紙書籍の購入費用を削減せずに予算額を維持したまま、別途に電子書籍の予算額を確保するのか。
- そのとおりである。単価にばらつきはあるが、紙書籍は例年7,000冊以上購入できる予算を確保している。電子書籍は初年度のみシステム導入費で多額の経費がかかったが、次年度以降の購入経費は同等の予算を確保している。紙書籍を維持しつつ、電子書籍を上乗せしながら充実させていきたい。
- それぞれの予算額を伺いたい。
- 紙書籍は約1,200万円、電子書籍は約270万円の購入経費がかかる。
- 購入費は電子書籍の方が高いのか。
- 紙書籍に比べて数倍高い。
- 電子書籍の特徴の一つは、パソコン等で閲覧できるが、そのファイルを自身のパソコンにダウンロードし、保存することはできない。
- そのとおりである。ストリーミング形式での利用となり、インターネットに接続した状態でないと閲覧できない。
- もう一つは同じ電子書籍を同時に閲覧できる冊数に限度がある。限度数2冊の電子書籍を先行して2名が閲覧している場合、他の人は利用できない。人気のあるタイトルは待たなければいけない事態が起きる。
- そのとおりである。現状、本市の電子書籍は各タイトル限度数が一冊のみであるため、複数人で同時に閲覧することはできない。人口規模の大きい市は、同タイトルの契約締結時に複数の限度数を設け同時閲覧を可能にしている。
- 電子書籍にも著作権保護の問題がある。制限なく誰彼構わず配布するわけにはいかないだろう。
- 一度購入した電子書籍は永遠に閲覧できるわけではなく、2年更新で利用料を支払うという理解でよいか。
- そのとおりである。紙書籍は購入すれば資産となるが、電子書籍は2年の使用期限あるいは52回の閲覧制限が設けられている。
- なぜ52回なのか。
- 一般的に貸出期間は1冊1人2週間としており、2年間で52週となるため52回の回数制限がある。その性質から電子書籍は2年経過又は2年以内に閲覧回数が52回を超えると利用権が消滅する。
- 資産にするというよりサービスを購入する感じである。
- コンテンツ利用料を支払っている。

- 単価 2,000 円の紙書籍は購入すれば資産になる。同じものを電子書籍で購入した場合に単価はどれ位なのか。
- 例えば旅行ガイドブック「るるぶ」の紙書籍は 1,000 円から 1,500 円程度の価格帯だが、電子書籍は 5,500 円程度で約 4 倍の価格帯になる。電子書籍全てが 4 倍の価格設定ではないが、紙書籍に比べて高い傾向である。
- それを踏まえると増やすとしても期間や回数に制約がある中で人気のあるタイトルを入れ替えていくなどの創意工夫が必要である。紙書籍は既に約 32 万冊の蔵書を維持している。電子書籍も同様にいずれは一定のタイトル数を維持する方向になると思われる。
- 御意見のとおり更新及び買い足して維持することになる。買い切りという使用期限・回数制限のない電子書籍もある。また、蔵書する電子書籍 1 万 3,123 冊の中に約 8,000 冊の「青空文庫」が含まれている。青空文庫とは著作権が切れた作品のことで、作者の死去から 70 年以上経過した作品をボランティア団体が電子化しインターネット上で自動配信しており、購入経費はかからない。その中には芥川龍之介や夏目漱石など著名な作者の作品もある。
- 電子図書館の利用率を伺いたい。
- 令和 4 年 10 月から事業を開始し、貸出冊数は令和 4 年度に 2,394 冊、令和 5 年度に 5,052 冊である。利用者数は令和 4 年度に 382 人で、令和 5 年度に 612 人であり着実に増えている状況である。
- 令和 4 年度は半年間の利用者数のため年度で換算するとそこまで増えていないかもしれない。
- 本事業を知っていて何冊も借りる市民もいるのか。
- リピーターは多い。
- 612 人は利用者の ID でカウントしたのか。
- 実際に電子書籍を貸し借りした人数をカウントしている。
- 同じ ID で 2 回借りた場合は 2 カウントなのか。
- そのとおりである。
- リクエストもしくは貸出されやすいタイトルを見極めて購入する書籍を判断しているのか。
- 紙書籍は、書店ランキングやベストセラーに選出される作品などをリクエストの中で購入しており、一冊当たりの複本数は 2、3 冊程度である。電子書籍は、なかなか世の中に出回らず特に新しい紙書籍は電子化されていないこともあるが、固有の性質をいかし、耳で聴く本である「オーディオブック」や、音声読み上げ機能が搭載された本など、視覚障害者等が利用しやすいものに対応できる。その利点を取り入れることなどを選書の際に留意している。
- 紙書籍と電子書籍で選書方法は違うのか。
- 各図書館には職員 1 名を配置し選書もしている。紙書籍は、一般書と児童書にそれぞれ分けて毎週木曜日及び金曜日に職員が集まり実際に当該書籍を見て選んでいる。一方、電子書籍は、図書館の各職員に二か月の期間を設けてその期間内に各々 1 冊を選んでいる。
- 蔵書の特色を伺いたい。漫画やポピュラーな作品の貸出しを行え

ば貸出率は高まる。あるいは本市の郷土の歴史を学んでもらうことに重点を置くなど、選書についての方針や基準、電子図書での特徴や違いはあるのか。

- 書店に出回る紙書籍を購入するが、漫画は一切購入していない。漫画があれば利用者数も貸出冊数も増えると思われるが、図書館に相応しくないので蔵書していない。
- 電子図書館は市民に認知されているのか。
- 市公式ホームページや図書館の館内掲示で周知しているが、まだ知らない市民もいると思われる。更にPR展開できる余地があるので、市報等で機会を捉えて周知し利用促進を図りたい。
- 子どもたちは電子図書館を利用できるのか。
- 利用できる。GIGAスクール構想に伴い支給されたタブレット端末を用いて電子図書館が利用できるよう令和5年7月に全児童・生徒にIDが付与されている。
- 現状の活用方法や指導方法は分からない。今後の取組として、学校教育の場で電子図書館を利用した教育活動を展開してほしいと要望すれば、若い世代なら親しみを持つこともあるかもしれない。
- 一方、年配者などは電子図書館が使えないとしても、図書館で紙書籍を読むことができるので利用する必要がないと思う。
- 今の話から、図書館を利用しても電子図書館は利用されていない方がいるとすると、パソコンに不慣れな世代で来館されている方に対し館内で講習会を行い、電子図書館の利用機会を創出してPRする方法もある。
- 今後の方針に利用者数の増加を図るとあるが、予算が限られる中、どんな方にどういう目的で電子図書館を利用させたいのか。
- 世の中に出版された本全てが電子化されておらず完全に置き換えることはできないが、DX化が進む中、電子図書館の導入自治体や電子書籍も増えている。いろいろな年代やニーズの方の文化教養を高める一つの選択肢として、図書館と電子図書館は併存していくと思う。
- ただAIやDXが推進される中での弊害も聞く。ペーパーレス化で紙も省略されたがやはり紙も必要と見直されている。これからの予算やニーズについて所管課の考えを伺いたい。
- 現状の購入冊数の維持に必要な最低限の予算の確保に努めたいと考えている。紙書籍1,200万円、電子書籍270万円で推移しており維持していきたい。パソコンやタブレット端末、スマートフォン等を使いこなせないと電子書籍を閲覧できないが、10代を中心としてある程度の年代の方も端末を使えるので、あらゆる年代をターゲットにそのニーズに沿った読まれやすい電子書籍を選ぶ必要がある。
- 更に利用者数を増やしていかなければならない。人件費を含め事業費1,200万円とすると、612人の利用者数に対し5,052冊の貸出冊数では一人当たり約2万円かかり、5,000冊を貸出して1冊当たり約2,400円かかる計算になる。電子書籍の充実を重視しているが、せつかく予算をかけるなら無駄にならないよう広報

してほしい。

- 市民なら無料で利用できるのか。
- そのとおりである。
- なおさら利用してもらう方がよい。単価を考えるともったいない。
- リポートされる魅力のあるコンテンツを選び、中身の充実と合わせPRを展開し、利用者数の増加に向けて取り組んでいく必要があると考えている。
- 高価な書籍を購入して一回も借りられないなら最も効率が悪い。
- 貸出カードを見れば一目で人気のある作品か分かる紙書籍に比べ、電子書籍は判断が難しいと思う。
- 電子化で単価も安くなる可能性があるならよいと思うが、そういう発想で行うよりも、現状の方針のとおり紙書籍も維持しつつ、DX化が進む中で電子化に対応したものをキャッチアップして付加的に増やしていく方がよい。しかし、コストがかかるので多くの市民に利用されるよう努力していただきたい。
- タブレット端末を持たない市民へ図書館で端末の貸出しをしないのか。
- 端末の貸出しはしていない。自身で端末を操作する必要はあるが、インターネットを活用し24時間365日利用することができる。
- 電子図書館のIDとパスワードはどのように取得するのか。
- 図書館の利用登録をしていれば同様のIDをそのまま利用することができる。
- まず図書館の利用登録が必要なのか。
- そのとおりである。
- オンライン上で利用登録手続はできるのか。
- できない。
- 電子図書館サイトを經由して手続できるわけではない。
- 利用登録の際に市内在住、市内通勤・通学などの要件を確認するのか。
- そのとおりである。ただ図書館は市民だけでなく相互利用の協定を結んだ近隣市の住民も利用できる。
- 他市でも電子図書館を運営しているのか。
- 令和6年4月1日時点で多摩26市中18市が同様のサービスを実施している。
- 電子図書館は他市の住民でも利用できるのか。
- できない。図書館は、市民以外に近隣の昭島市、立川市、東大和市、瑞穂町の住民は相互に利用することができる。一方、電子図書館は、ほとんどの近隣市で導入されているものの、当該市の市民に利用を限定しており、本市も市民のみ利用できる。
- そもそもなぜ電子図書館を市独自に運営しているのか。
- 図書館は相互利用の協定を各市で締結しているが、電子図書館は各市で運営している。
- 根本の話になるが、DX化を推進するにもわざわざ区や市で分けて実施する必要はそこまでないと思う。共同で実施すれば現状の運営費よりも経費は抑えられ、利便性も高くなる。分けずれば各

市でコストもかかる。

○ 長野県では77市町村共同で電子図書館を運営している事例もある。東京都ではそういう動きはないが、場合によっては多摩地域だけ共同運営という可能性はあり得るかもしれない。

● 御意見のとおり共同で実施できれば、同タイトルの電子書籍を購入する等のメリットもあると思われるが、現状は18市いずれも単独運営しているので難しい。

費用対効果としては、電子書籍がそもそも高価であり様々な制約があるものの、需要があると思われる電子書籍を選書し、蔵書している。電子図書館を知らない市民もいると思われるため、周知方法について工夫改善し、更にサービスの普及に努めていくことが重要だと考えている。

○ 電子書籍のコンテンツが充実しないと利用率が向上しないという前提なら、選書のセンスが問われるので職員の責任は重大である。しかし、別に中身が充実していなくても利用者があるなら更に利用率を上げるためPRが重要である。約7万2,000人の人口のうち612人の利用であると中身ではないように思う。

○ 子どもたちは既に独自IDを付与されており小中学校で利用できる。本事業は開始したばかりなので今後の普及に期待したい。

○ 漫画や小説が好きで自分で定額料金を支払い、サブスクリプションを活用する市民はそもそも電子図書館を当てにしていない。逆にそういう市民にも無料で利用できるとPRすれば需要が増えると思う。

● 図書館でそろえるジャンルと、漫画読み放題などのサブスクリプションサービスが提供するジャンルは違うため、実際に利用につながるか判断は難しい。しかし、青空文庫など著名な作者の作品が読みたいと思う市民は電子書籍で読むことができる。また、音声読み上げ機能を活用した音で聴く電子書籍など、電子図書ならではのメリットをPRしていきたいと考えている。利用率向上には今後のPRが非常に大切だと認識しており、電子図書館の使い方講習会の実施など、いただいた御意見を参考に考えていきたい。

○ 趣味や娯楽などで電子書籍を利用するが、それ以外の使い方もある。商用サブスクリプションと違う点は、自治体の公共図書館として公益性の視点から、暮らしの安全や防災などテーマ別で生活や行政に関わる内容で市民が日常生活で困ったことを解決するために使ってもらう方がよい。

先ほどの青空文庫は本サービスでもサブスクリプションでも知っている人は読むことができる。しかし、知らない人にとっては青空文庫という書籍があり無料で読めるとPRすれば、本サービスで利用しても別サービスで利用してもよい。昔の古典を学びたい方、何か困っていることを解決したい方が、電子図書館を利用すればこの書籍が読める、この情報を収集できるとPRするなど、どういう利用ができるかをテーマ別にピックアップして重点的に利用してもらおうPRの仕方があると思う。そうしないとサブスクリプションを利用できる人は無関心のままとなる。選書とも関係するが、やはり公共図書館

だからこそ利用できる方法をイメージしていただくことがよいと思料する。

- 予算の許す限り電子図書館を充実させていくことは当委員会としても賛同できる。
- これまでの話をまとめると、本事業は、パソコン等のインターネットを通じて利用できる電子図書館を運営し電子書籍の貸出・閲覧等を行うことにより、市民の文化的教養の高揚を図るものであり、一定の意義が認められる。また、GIGAスクール構想により市内小中学校に配備されたタブレット端末を活用した児童・生徒の読書活動の推進などにより、利用者数の増加を図り、一定のニーズがあることから、今後も継続することが適当である。

ただし、電子書籍の購入・維持管理に係るコストの観点からは、更なる利用率の向上を図る必要があることから、商用サブスクリプションとの差別化を図るため、公立図書館として市民生活や行政に係るテーマに沿ったPRをすることや、音声読み上げや閲覧補助機能など電子書籍ならではの特徴や利用環境を考慮した選書を行うなど有効な活用方法を検討することが肝要である。

また、市民の文化・教養の機会を更に拡大するため、国や都が運営する電子図書も含めた利用方法に係る講習会の実施や、他自治体の取組等を踏まえ、近隣自治体と連携した広域的な電子図書館の運営など、電子図書館の在り方を検討するとともに、周知方法を工夫改善するなど、より効果的な事業に発展させていくことを求めたい。

No. 1 電子申請サービス活用促進事業

電子申請サービス活用促進事業の概要及び内部評価について、評価調書に基づき所管課から説明した。

【質疑・意見等】

- 国でオンライン化を推進する27件の手続を伺いたい。
- 「特に国民の利便性の向上に資する手続」として、国が策定した自治体DX推進計画に示されるマイナポータルからマイナンバーカードを用いて申請が想定される手続である。本市では、児童手当の申請や保育所の利用申込など子育て支援関連で14項目、要介護・要支援認定や介護保険の申請など高齢者福祉関連で11項目、罹災証明書の発行など2項目を加えた27項目を扱っている。
- 紙による申請と電子申請の比率を伺いたい。
- マイナンバーカードを用いた電子申請件数は、令和4年度に16件、令和5年度に34件である。紙による申請件数は把握していないが、これより多いと認識している。
- 圧倒的に多いだろう。
- SaaS型の電子申請受付システムを導入し、各職員が容易に申請フォームを作成できる「LOGOフォーム」を運用したとあるが、当該フォームはプログラミングを必要としないのか。
- 株式会社トラストバンクが提供するLOGOフォームを使用しており、当該フォームはプログラミング技術が必要ない。

- 委託先のシステムを利用しているのか。
- 東京都と都内全区市町村で組織する東京電子自治体共同運営協議会（以下「協議会」という）で共同調達しているシステムを利用している。
- 経費はL o G oフォームの利用料なのか。
- 協議会が調達先として富士通 J a p a n 株式会社に委託しており、本市は委託先と契約して電子申請サービスを利用し、東京電子自治体共同運営サービス提供委託料を支払っている。
- 申請件数が2倍になると経費も2倍になるのか。
- 申請件数は経費に影響しない。
- 申請すればするほど安い単価で利用できる。
- そのとおりである。
- 今後も同等の経費が支出されるのか。
- そのとおりである。
- L o G oフォームについて調べると、大分県のとある市では職員の4分の1が当該フォームの扱いが可能になり、1,400件のサービスをオンライン化できたとPR広告していた。つまりL o G oフォームにはプログラミング技術のない職員でも申請フォームを設計し、オンライン化につなげてサービスを提供できるという売りがある。実際にそうだとすると、申請件数が増えれば単価も安くなるため、本市の900件に及ぶ手続のうち重点を置くものを精査することなく、職員が当該フォームを扱えるよう研修し、オンライン化を進めていく方がよいと思う。
- 先ほどの27件の手続はマイナンバーカードを用いるものである。L o G oフォームは必ずしもそうではなく、マイナンバーカードを用いない場合でも使用できるシステムである。
- それは何件あるのか。
- L o G oフォームは令和5年5月に導入し、本日現在までに作成した申請フォームは92件である。
- それには内部事務に関する手続も含まれているのか。
- 含まれていない。あくまでも市民向けのサービスに係る申請手続のみである。内部事務に関する手続や調査もL o G oフォームを活用している。
- 900件の手続のうち一割は既にオンライン化されているが、デジタル推進課で何らかの支援を行ったのか。ある程度インストラクションすれば各所管課の職員で作成できるのか。
- 最も多いケースは、当課の職員と所管課の職員で共同作成するものである。申請フォームを一つ作成した後は、所管課において取り組むようにしていることが多い。しかし、申請書の内容によっては複雑な申請フォームを作成する場合もあり、例えば設問の設定で申請者の回答選択次第で次にどの設問を回答させるのか指定するフォームもあるため、当課の支援が必要なケースがある。一方、所管課の担当職員が独自で作成している状況もある。
- 今の話を聞くと、割とコストをかけることなくオンライン化を進めることができるためその点はすばらしいと思う。

- 一方で、申請時にマイナンバーカードを用いるサービスだからかもしれないが、その申請件数が令和4年度16件、令和5年度34件というのは少ない。
- マイナンバーカードを用いない92件の手続の申請件数を伺いたい。
- 令和5年度のL o G oフォームの申請件数は4,636件である。
- 申請フォームを各課で作成すると手間がかかる。フォーマットを使い回すなど時間短縮を図る方法もある。もともと共通化された申請フォームがあり、各自治体で市名や部署名、所在地の変更のほか、オリジナリティを盛り込んで作成するのが前提ではないか。
- 御指摘のとおり共通した申請フォームがある。各自治体で作成したフォームもシステム上で公開しているので、それを検索してフォーマットとして転用することも可能である。補助金や給付金、手当など他の自治体でも似通った申請フォームであり、先行して作成されたフォームがあれば一から作成しなくても転用することができる。
- 市内事業者向けの物価高騰対策支援補助金もL o G oフォームを用いて申請受付をしていた。各部署でデザインを自由に変えていくことができる。
- 今後も市でL o G oフォームを運用する方向なのか。
- そのとおりである。
- 申請件数を更に増やすことができそうである。
- そうであれば現状の運用方法の中で使い勝手の良し悪しについての意見をフィードバックし、申請フォームのデザインを管理する仕組みを構築することが望ましい。それにより管理することで機能性を高め、デジタル推進課としてもどういう点に留意すればより良いものができるか根拠データを蓄積できる。そういう仕組みがあることが望ましい。
- 補助金や給付金は国や都の制度に基づき通達されて市で事務を行うため、もともと基本的なフォーマットがあるなら、その都度多少手を加えながら行っていけばよい。
- フォーマットを変更した際、使い勝手の良い形にできる職員もいるが、改良せずそのまま使い続けることで使い勝手の悪いままになる。意見をフィードバックし、各課で情報共有し使いやすいものにする必要がある。
- 既にテンプレートがあると考えたと、デジタル推進課としては各課でもう少し主体的に進めてオンライン化ができるという考えなのか。
- 当課はデジタル化を推進する立場のため、各課で主体的に取り組んでほしい考えはあるが、所管課によって日常業務の中でオンライン化を進めることが困難な部署もあると理解している。そういう部署には当課で支援して連携していく必要もあり、今後、更に取り組んでいかなければいけないと認識している。
- 現状はケースバイケースで業務のニーズを見ながら個別にやり方を変えて対応している。研修の一環としてL o G oフォームの講習会を開催し各自で習得してもらえたら、各業務のオンライン化も早

く進みそうである。

- システム導入時には研修を実施した。定期的には実施できていないが、グループウェアの電子キャビネット上にL o G oフォームの使用方法を掲載している。まず職員のデジタル化へのリテラシーと意識の醸成を図ることが重要で、その研修を繰り返し実施している。また、課を単位として若手職員を対象に既定申請書に沿った申請フォームの作成方法について個別に研修を実施している。

○ 課は全部でいくつあるのか。

- 40課である。

○ 900件の申請手続のうち、仮に20件から25件の手続が各課にあるとすると、デジタル推進課が支援して課単位で1件か2件の申請フォームを作成できれば、その後は各課が主体的に作成できそうである。

○ その取組は全課で実施したのか。

- 今年度から支援を開始したばかりなので3課程度である。

○ 是非とも頑張ってもらいたいです。

○ 今の話からすると、庁内全体で研修するというよりも各課で個別に研修しながら支援する方がオンライン化は早い。

- 課によって取り扱う情報が異なるなどの理由から適切な方法を一律に伝えるのは難しい。マンツーマンで適宜質問を受けながら支援する方が適していると思う。

○ これまでの話をまとめると、本事業は、市への申請手続の電子化などデジタル技術を活用して市民の利便性の向上及び業務の効率化を図るものであり、その意義が認められることから、今後も継続することが適当である。また、電子申請の運用に当たって、プログラミング等の知識を用いらずに各職域において容易に申請受付フォームを作成できるシステムを導入し、デジタル化の促進に努めていることは評価できる。

しかし、市で取り扱う900件以上の申請手続のうち電子化されたものは10分の1程度にとどまっており、効率的に電子申請を拡充させていくためには、デジタル推進課だけでなく全職員の主体的な取組が求められていることから、職員のデジタルリテラシーの向上を図っていく必要がある。また、電子申請手続数は増加傾向にあるものの、マイナポータルを活用する手続とそれ以外の手続において申請件数に差があることから、継続的に電子申請数を増加させていくためには、利用者目線に立って利用方法を改善していくことが肝要である。

よって、今後は、利用者の評価やニーズを的確に把握するための仕組みを構築するとともに、その結果を研修等により全庁的に還元し、各職域においてノウハウを蓄積、活用することで、より効果的な事業に発展させていくことを求めたい。

議題2 行政評価委員会としての意見整理

第5回で審議した事務事業4件の外部評価（修正案及び案）及び第6回会議で審議した事務事業2件の外部評価（案）について提示した。

No. 9 民生児童委員活動支援事務

- 原案のとおりでよろしいか。
- 異議なし。

No. 10 地域福祉推進事業補助金

- 第二段落と第三段落の関係が分かりにくい。効果検証が不十分と記載するより、補助金の目標交付団体数を3団体と掲げているにもかかわらず実績が2団体であるため、拡充に向けて工夫改善の余地があると最初に記載した方がよい。

よって、第二段落は「他方、目標交付団体数3団体に対し実績は2団体であり、おおむね達成されているものの、福祉サービスの普及及び拡大に向けて工夫改善の余地がある」旨の趣旨に修正していただきたい。その後に、第三段落の「よって、」以下の文章をつなげることで、目標交付団体数を達成するために積極的に支援してほしいという意味になる。

- また、目標が3団体に対し実績が2団体しかないことを改善するには積極的な支援が望ましく、その方針を決定するため他市の事例や地元のNPO法人等にヒアリングした方がよいと記載すると具体化する。

よって、新たに「そのために、」を加えて、第二段落の一文から「他市における助成内容や福祉サービスの実施状況、市内のNPO法人等の意向等を調査することにより、新たな福祉サービスのニーズや助成対象経費の在り方等を検討し、関連団体に働きかけていくことが肝要である」と修正して最後に追加してほしい。

積極的に働きかけるためにどのようなサービスを展開していけばよいか、補助金をどう交付したらよいかについて、他市の事例やNPO法人の意向を知ることが望ましい。市内に20団体あるNPO法人等のうち、高齢者・障害者関連団体は12団体あるので意向を聴取し、当該団体がどのようなサービスを展開できるかにより、どのような事業をサポートして補助申請につなげていくかが分かる。

- いただいた意見を踏まえて修正案を作成し、委員の皆様を送付する。

No. 15 雨水浸透施設設置補助金

- そもそも目標交付件数を年間1件と設定して洪水は防止できないと思うので、それを記載した方がよい。

第二段落の冒頭の「近年補助の実績がなく、」の前に「年間目標交付件数を1件と設定しているが、毎年1件の浸透施設の設置による地下水涵養の効果には疑問ある」とし、その後に「本来予想される降水量に対し既存住宅の敷地に雨水浸透施設を設置した吸水量の算定根拠を示した上で、目標交付件数を設定すべきであると思料する」に修正していただきたい。

- 次に「また、近年補助の実績がなく、」とし、「現行の補助要件では今後も交付件数が増加する可能性は低いと思料する」と続けて、一

度文章をすっきりさせた方がよい。交付件数が1件も達成されておらず、補助要件をそのまま継続するのは好ましくなく、その状況での目標達成は難しい。

その後は三つの理由を併記して記載する。まず、「敷地内に浸透施設を整備するメリットや、水害防止や環境保全に及ぼす影響の関係性が十分認知されていないことに加えて、」とし、続けて「貯留槽のように溜めた雨水を防火用水や散水に再利用できるなど私的な利益にも直接関係しないことや、未設置住宅に対する法的拘束力が乏しいことなどが浸透施設の普及率が低い要因となっている」と修正していただきたい。

- 第三段落の「よって、」以下の文章については、雨水管理総合計画の中に本補助金を明確に位置付けて検討した方がよい。

よって、「現在策定中の雨水管理総合計画において、その一定規模以上の開発行為と、それ以下の新築住宅と既存住宅に分けて、雨水浸透施設による吸収量の算定に基づいて、目標交付件数の見直すことが望ましい」と修正していただきたい。

一定規模以上の開発行為による住宅は、建築法やまちづくり条例などで規定がある。それらの住宅とそれ以外の住宅に分け、雨水管理総合計画において既存住宅でどの程度設置した方がよいかを検討してほしいと記載する。

- 最後の「市民の水防意識の向上」について、様々な理由を挙げるよりも、1基当たりの効果は薄いが広域的に行えば効果が高まると周知してほしいとすっきり記載した方がよい。

よって、「水害防止や環境保全について個人宅の1基で得られる効果は小さいものの、広域的に浸透施設を整備することで有効性が高まることを周知するなど、市民の水防意識の向上を図っていくことが肝要である」旨の趣旨に修正していただきたい。

- いただいた意見を踏まえて修正案を作成し、委員の皆様へ送付する。

No. 16 雨水貯留槽設置補助金

- 目標交付件数を年間10件と設定してどの程度の実施効果があるか不明であり、それを記載した方がよい。

第二段落の冒頭を「他方、年間目標交付件数を10件と設定しているが、十分な浸水・氾濫防止効果があるかは疑問がある」とし、その後「本来予想される降水量に対し貯留槽を設置した貯留量の算定根拠を示した上で、目標交付件数を設定すべきである」と思料する」に修正していただきたい。また、問題点として補助金交付実績が目標に達していないのは事実なので、前段は「また、補助金交付実績が目標に達しておらず、」とし、「自助・共助による災害対策として貯留槽の普及率を更に高めていく必要がある」に修正して一度文章を区切った方がよい。

後段は、第四段落に変えて最初を「また、」とし、以下の文章についてはそのまま「雨水浸透施設設置補助金と同様、公益性の観点から、個人で対応可能な雨水流出防止及び水防対策として本制度をP

Rするなど、周知方法等の工夫改善により、より効果的な事業へと発展させていくことを求めたい」とつなげて記載した方がよい。

- 雨水浸透施設設置補助金と同様、第三段落として新たに「よって、現在策定中の雨水管理総合計画において浸透施設の設置目標値の再検討と併せて、本制度による貯留槽の設置目標値を再検討することを求めたい」と一文を追加していただきたい。

雨水管理総合計画に本補助金を明確に位置付けること、本補助金をPRすること、その二つを今後の対応として並列して記載した方がよい。

- いただいた意見を踏まえて修正案を作成し、委員の皆様へ送付する。

No. 1 4 子ども食堂推進事業

- 第四段落の「真に必要なとしている家庭への適切な支援につなげるため、」を削除し、「よって、」の後には「居場所づくりや地域交流の拠点として」とつなげる方がよい。審議の中で、子ども食堂は貧困家庭の支援ではなく居場所づくりや交流の場であると認識し、第三段落でその内容に触れているが、改めて「真に必要なとしている家庭への適切な支援」という文言を入れると、一旦否定しながらもやはり貧困家庭のための支援となり矛盾している。

- 議論の中では、活動の継続性と食中毒防止について、子ども食堂の運営の懸念事項として委員から意見があった。そのため「また、支援に当たっては、運営団体の活動が継続性されるよう注力するとともに、食中毒防止のため衛生管理指導を適正に行うことを求めたい」旨の内容を付け加えていただきたい。

- いただいた意見を踏まえて修正案を作成し、委員の皆様へ送付する。

No. 1 3 休日保育事業

- 審議の中で、ニーズの把握に関する質疑において所管課は79世帯にニーズがあると回答しており、その旨を付記した方がよい。また、そのニーズに比べて定員を10人と設定するのは少ない。保育所も市内の端に1か所のみであり、全体を充実させて市内に2、3か所設置するべきという意見もあった。

よって、第二段落は「他方、ニーズ調査で把握している休日保育の利用希望世帯数に比べ目標定員数は少ない。それにもかかわらず利用者が定員を満たしておらず、延べ利用者数も目標値の10分の1程度にとどまっている」旨の趣旨に修正していただきたい。それ以下の文章で「潜在的なニーズの把握や本事業が休日の就労が常態化する子育て世帯への支援にどの程度寄与しているかの効果検証が課題となっている」は削除した方がよい。

- 朝に急遽用事ができてもすぐに預けられる保育所が市内に数か所あれば保護者は助かるため、就労証明書の提出や事前利用申込を義務付けるのではなく、もっと簡素化して預けやすくしてほしいとの意見もあった。

会議録の開示 ・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等：)
------------------	--

庶務担当課	企画財政部 企画政策課（内線：374）
-------	---------------------

（日本産業規格A列4番）